

5. 整備基本方針

5-1 基本理念

本史跡は、大正10（1921）年3月「史蹟名勝天然記念物保存法」に基づき史跡に指定され、昭和28（1953）年3月「文化財保護法」に基づく特別史跡に指定されました。特別史跡とは、「史跡のうち学術上の価値が特に高く、我が国文化の象徴たるもの（特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準）」であり、国民共有の財産として、その価値を保存し、次世代へと確実に伝えて行くことが求められています。さらには、天平時代の大宰帥大伴旅人がこの地で催した梅花の宴の情景を描いた万葉集より元号令和が生まれたことにより、本史跡は令和発祥の地「令和の都」として全国から注目され、改めて本市のゆるぎない誇りとなりました。本史跡は本市の歴史文化を語る上で欠かせない、極めて重要な文化財です。

本市は、この特別史跡大宰府跡の保存活用に向けて、平成29（2017）年3月『特別史跡大宰府跡保存活用計画』を策定し、本史跡の価値として「歴史的価値」、「人と遺跡が共存する価値」、「風景の価値」を定め、本史跡の目指す方向には「古代大宰府が感じられる心地よい空間」を掲げました。また、令和4（2022）年7月に国の認定を受けた『太宰府市文化財保存活用地域計画』では、目指す方向に「住まう人も訪れる人も、ともに誇りを抱き、慶びを分かち合える『世界に冠たる令和の都太宰府』」を掲げ、重点的措置には大宰府関連史跡群の保存・活用（文化財保存活用区域）を設定し、本史跡を含めた史跡整備に向けた措置を定めています。

上記より、本史跡は、我が国を代表する特別史跡として国民共有の財産であり、大陸文化の影響を受けて開花した本市の歴史文化を語る上で欠くことのできない存在であることが明らかです。

本市は、特別史跡である本史跡を「世界に冠たる令和の都太宰府」の象徴として市民の誇りとなり、そして市内外から訪れる人々にも親しまれる本史跡をよりよい姿で後世に守り、伝えていきたいと考えています。

本計画では、市民や市民団体の理解と協力を得て、関係機関等とも連携し、古代大宰府の歴史を辿り、古代大宰府の歴史文化が感じられる心地よい空間を維持向上し、活用を進めていくことを本史跡の整備に関する基本理念とします。

市民や市民団体の理解と協力、関係機関等との連携による
古代大宰府の歴史を感じられる心地よい空間の維持向上と活用

5-2 整備の目指す方向

本史跡は、東に宝満山と大宰府学校院跡、北に大野城跡、観世音寺境内及び子院跡、筑前国分寺跡、国分瓦窯跡、西に水城跡が位置しています。そして、政庁地区と客館地区のふたつに分けられます。

政庁地区の南に客館地区が位置し、追加指定を受けたことで、碁盤目の地割をもつ古代都市の空間的な広がりがより感じられるようになったと考えます。

昭和40年代～50年代に本格的な復元整備が図られた政庁地区では、現在、様々なイベント等が開催されています。また、客館地区の整備も完了し、訪れる人々が徐々に増えています。しかし、太宰府天満宮と比べると、本史跡に訪れる人は限定的です。

今後は、特別史跡としてだけでなく、旧日本遺産の中心として、古代日本の「西の都」が歩んだこれまでの歴史を辿り、古代大宰府の歴史を感じられる心地よい空間の維持向上を図り、政庁地区と客館地区、そして周辺に所在する関連史跡群や太宰府天満宮、条坊を継承した市街地等を人々が相互に回遊したくなるネットワーク形成に資するような導入拠点の形成など、既存の整備により形成された現状を最大限に活かしつつ、本史跡の一体的な保存と先進的多用途活用の推進に取り組むために必要な整備を進めていきます。

他方、今後の整備の推進にあたっては、持続可能性に対する配慮も不可欠です。長期の使用やメンテナンス等に配慮した素材、規格、工法等の採用に努めます。

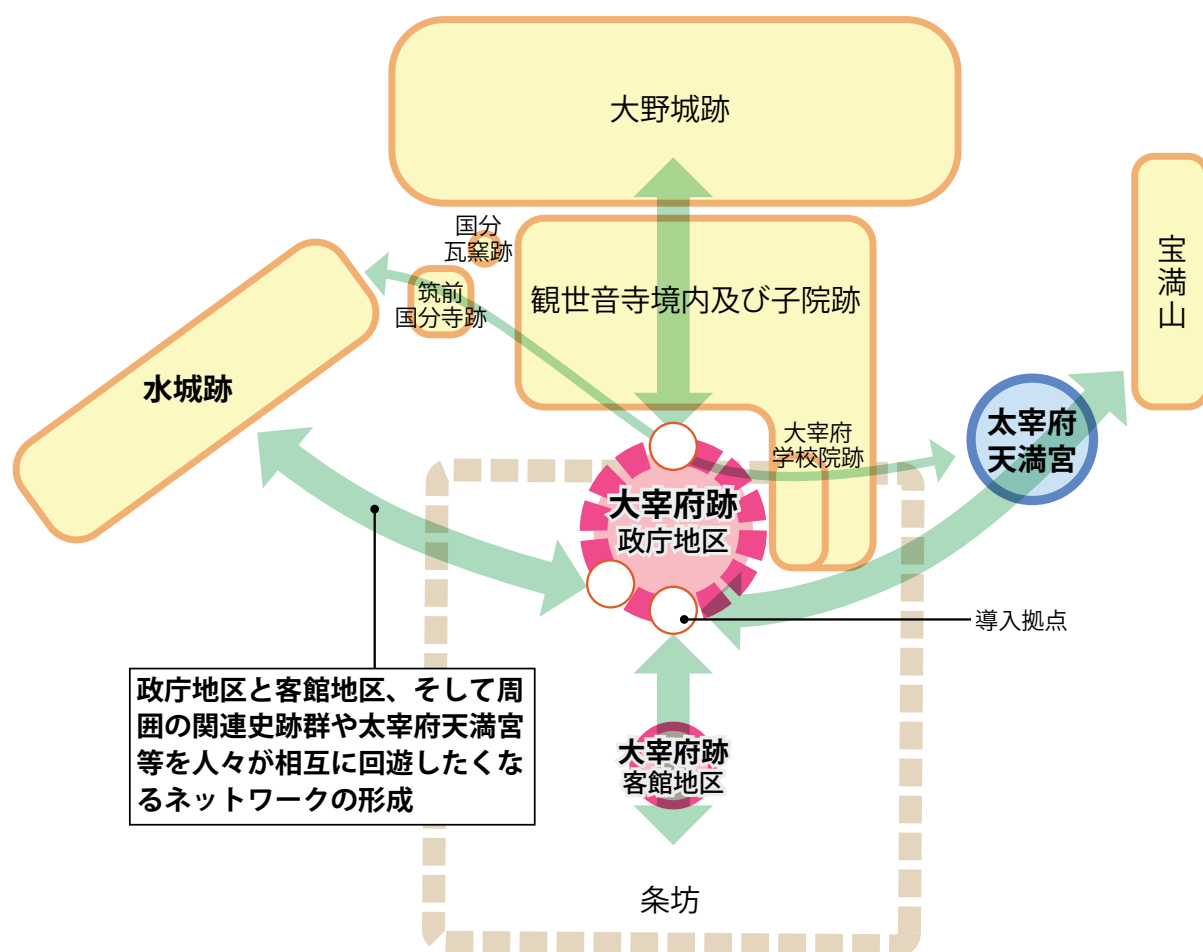


図5-1：整備の目指す方向

5-3 全体計画

本史跡の政庁地区と客館地区は、地理的に離れ、整備された経緯や現状も大きく異なることから、本史跡の整備に関する目指す方向を政庁地区と客館地区に分けて設定します。

なお、本計画の基本的な計画期間は「1-6計画期間」で述べたように令和8（2026）年度～令和22（2040）年度の15年間ですが、ここでは西の都として繁栄した古代大宰府の歴史が感じられる心地よい空間の維持向上に向けて、本史跡の整備に関する目指す方向を長期30年も見据えて設定します。

（１）政庁地区

政庁地区では、正殿跡の毀損が目立つようになっています。また、月山や蔵司の地形損傷、手入れが不十分な樹林等も見られます。

他方、政庁地区は、特別史跡に指定されるだけでなく、旧日本遺産「古代日本の「西の都」」を象徴する構成文化財として重要な史跡です。本市は、令和4年（2022）7月、地域計画を作成し、「先進的多用途活用により、新たな付加価値を生み出し、多くの人に親しまれ、人々が集まる史跡の実現」を目指すことを定めたところです。



政庁地区においては、西の都として繁栄した古代大宰府の歴史が感じられる心地よい空間として、遺跡の保存整備を第一とし、時代のニーズに対応した活用に応えうる環境整備の両立を目指します。

心地よい空間の維持を図るため毀損が目立つ箇所は補修等を行うとともに、ユニバーサルデザインの採用をはじめ心地よい空間としての魅力や機能等の向上を図る新規整備の推進に取り組みます。また、遺構表示の手法について再検討し、来訪者に価値を伝えるよう努めます。

（２）客館地区

客館地区では、古代大宰府の客館に関する遺跡が発見され、史跡としての整備が施された範囲です。掘立柱建物・井戸・土坑・畑・柵・溝・小穴・瓦窯・土取り跡等が検出され、条坊区画も明確に出現しました。

地区内は、『大宰府跡客館地区整備基本構想』に基づき、Ⅰ期整備が完了しています。その整備は、広場的な空間整備を暫定的に行ったものです。整備された客館跡史跡広場は、周辺の住民も利用し、好評を得ています。西鉄二日市駅に近いこともあり、見学を目的に訪れる人もいます。



客館地区においては、『大宰府跡客館地区整備基本構想』に基づき、Ⅱ期整備、Ⅲ期整備の推進を目指します。

Ⅱ期整備、Ⅲ期整備の推進にあたっては、政庁地区と同様に、心地よい空間の維持を図るため毀損が目立つ箇所は補修等を行うとともに、Ⅰ期整備の期間において実施された活用モニタリングの結果を踏まえ、心地よい空間としての魅力や機能等の向上を図る新規整備を検討し、その推進に取り組みます。

5-4 政庁地区の整備方針

客館地区の整備は、『大宰府跡客館地区整備基本構想』に基づくものとし、以下には政庁地区についての保存整備と環境整備に関する方針を設定します。

1) 政庁地区の保存整備方針

- 地上に遺構が露出する政庁跡の正殿跡や蔵司跡の遺構保存に取り組みます。
- 蔵司や月山の急な斜面地における表層崩壊箇所等の修復に取り組みます。
- 管理が不十分な緑地（林縁部、植栽植物、竹林、水草等）の整理等に取り組みます。
- 損傷が目立つ排水施設（水路・濠）の修理に取り組みます。

2) 政庁地区の環境整備方針

- 「西の都」大宰府の歴史文化を表す遺構の復元整備等に取り組みます。政庁跡（『特別史跡大宰府跡保存活用計画』のI地区）については、昭和40年代～50年代に福岡県が行った大宰府歴史公園整備で採用された政庁第Ⅲ期（平安時代）の遺構表現を踏襲し、当面は平面的な表現を基調とします。なお、区画機能のある柵や塀などの表現には、見学者の理解を促すため、立体的な表現を用いることを検討します。具体的には、政庁の中枢部での広場や正殿の権威を示す龍尾壇の表現、政庁前を横切る四条路、月山東官衙と四条路の境の表現などがそれにあたります。
- 政庁跡の内外に人々の回遊を促すメイン動線やメイン動線と政庁跡を結ぶサブ動線等をバリアフリーに配慮して整備します。
- 本史跡地及び近隣史跡への誘導動線を明確にし、8つの史跡地の一体感や回遊を促す案内・解説施設の整備に取り組みます。また、案内・解説施設はインバウンドやユニバーサルツーリズムに配慮した内容とします。既に整備されており、経年劣化や機能が時代のニーズに合っていないものについては必要に応じて補修や撤去等に取り組みます。
- 政庁地区と客館地区、そして周囲の関連史跡群や太宰府天満宮等を人々が相互に回遊したくなるネットワークの形成を目指し、導入機能を担う多目的広場の整備に取り組みます。また、史跡指定地の維持管理の負担軽減に資する管理施設や、多様な来訪者を受け入れ、訪れた人々が快適に利用できる便益施設の改修、整備に取り組みます。既に整備されており、経年劣化や機能が時代のニーズに合っていないものについては補修、再整備に取り組みます。
- 本史跡に関する解説拠点として遺構保存覆屋「大宰府展示館」の解説拠点としての機能強化や本史跡を望む視点場の整備の推進に取り組みます。その際、カフェや売店など訪れる人が気持ち良く休憩できる機能も必要です。整備にあたっては、ICT技術やユニバーサルデザイン等の採用を検討します。

